

承認事項軽微変更届

次の事項を変更したときは、30日以内に届出が必要です。

届書	様式第二十四（医薬品医療機器等法施行規則第四十八条関係）
提出時期・部数	変更した日から30日以内、1部
手数料	不要
添付書類	承認書（品目表が添付されているもの）
変更内容	薬局の名称の変更による販売名の変更のみ 添付書類：承認書
届出時の注意事項	<ul style="list-style-type: none">・申請者が法人の場合、住所・氏名欄にはそれぞれ、主たる事務所の所在地・名称及び代表者名を記載してください。・薬局の名称変更について、薬局・製造販売業・製造業の変更届も必要です。